明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁五七～六四）　一

〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　九三
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一四一
会社その他
会社決算公告　一四三

告示

○文化庁告示第五十七号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百三条において準用する第六十七条第一項に基づき、著作隣接権者不明の実演の利用について平成三十年二月二十日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年六月四日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　実演が行われた作品名、実演家の氏名及び実演の補償金の額　大河ドラマ「おんな太閤記」　別表参照　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都渋谷区神南二丁目二番一号　日本放送協会（会長　上田良一）

三　利用方法

①　日本放送協会が行うＮＨＫオンデマンドサービスにおいて、有料でストリーミング配信をするために、利用者の求めに応じていつでも送信できる状態（送信可能化、複製）にする。利用期間は一年間とする。（別表参照）

②　①に加えて必要に応じて一年間を単位として配信期間の延長を行う（別表参照）。

四　補償金の総額　①　四八、〇〇〇円（内訳は別表参照）

②　四八、〇〇〇円（内訳は別表参照）

（別表）

裁定により利用を認める実演とその利用方法及び補償金の額

利用方法：(1)　日本放送協会が行うＮＨＫオンデマンドサービスにおいて、有料でストリーミング配信をするために、利用者の求めに応じていつでも送信できる状態（送信可能化、複製）にする。利用期間は1年間とする。

(2)　(1)に加えて必要に応じて1年間を単位として配信期間の延長を行う。

金額の単位：円

No.	実演家名	役名	補償金の額(1)（税込）	補償金の額(2)（税込）
1	松下祐子	側室たち	500	500
2	平田博明	武士	500	500
3	南友紀	イチ、市松	3,500	3,500
4	高梨路子	豪	3,500	3,500
5	吉田友紀	於次丸	2,000	2,000
6	安田良智	義伊	2,000	2,000
7	古川武生	小吉	1,500	1,500
8	廣貴久	秀保	1,500	1,500
9	鰐石鈴子	ゆう、側女たち	1,500	1,500
10	千葉貴之	豊臣秀頼	1,500	1,500
11	中越司	秀保	1,000	1,000
12	安田真知子	とら、側女たち	1,000	1,000